**江戸川区公契約条例に関するお知らせ（工事請負契約）**

資料４－２

２

|  |  |
| --- | --- |
| 件　　名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期間 | 令和　　年　　月　　日　　から　　令和　　年　　月　　日 |

上記の業務は、江戸川区公契約条例に定める「対象契約」に該当します。同条例では、江戸川区が定める基準額以上の賃金等を適用労働者に支払うこと等が規定されています。

**○ 江戸川区公契約条例の適用労働者の範囲**

|  |  |
| --- | --- |
| 適用労働者 | ・正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者などの雇用形態は問わず、当該業務に従事する者（労働基準法第９条に規定する労働者）  ・請負契約により当該業務に従事する者（いわゆる一人親方） |
| 適用を受けない  労働者 | ・同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者又は家事使用人  ・労働基準法第９条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）  ・最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る）  ・適用契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者等）  ・工事請負契約の場合の現場代理人、主任技術者、監理技術者等の現場技術者  ・適用契約に従事した時間が１か月あたり３０分未満の者 |

**○ 労働報酬下限額**

適用労働者に対して支払われるべき１日当たり又は１時間当たりの労働報酬の下限を「労働報酬下限額」といいます。適用労働者は、労働報酬下限額から算出する基準額以上の賃金等を受け取ることができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 労働報酬下限額 | 別表のとおり |

**○ 申出をする場合の申出先**

適用労働者は、基準額以上の賃金等を受け取っていない場合は、その旨を受注者、下請負者又は江戸川区に文書で申出することができます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申出先 | | 申出書提出先 | 連絡先 |
| 受注者 |  |  |  |
| 受注  関係者 |  |  |  |
| 発注者 | 江戸川区総務部  用地経理課契約係 | 〒132-8501  江戸川区中央一丁目４番１号 | 03-5662-1005（直通） |

※ 条例では、受注者等は、適用労働者が上記の申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないと定めています。

32

別表　令和４年度労働報酬下限額について（工事請負契約）

　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円／１日当たり）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 職種 | 労働報酬下限額 |  | 職種 | 労働報酬下限額 |
| １ | 特殊作業員 | ２３，１３０ | 27 | 普通船員 | ２１，７８０ |
| ２ | 普通作業員 | ２０，０７０ | 28 | 潜水士 | ３８，１６０ |
| ３ | 軽作業員 | １４，０４０ | 29 | 潜水連絡員 | ２７，２７０ |
| ４ | 造園工 | １９，８００ | 30 | 潜水送気員 | ２６，５５０ |
| ５ | 法面工 | ２５，２９０ | 31 | 山林砂防工 | ２４，２１０ |
| ６ | とび工 | ２５，１１０ | 32 | 軌道工 | ４３，５６０ |
| ７ | 石工 | ２４，５７０ | 33 | 型わく工 | ２３，９４０ |
| ８ | ブロック工 | ２２，７７０ | 34 | 大工 | ２３，０４０ |
| ９ | 電工 | ２４，０３０ | 35 | 左官 | ２５，２９０ |
| 10 | 鉄筋工 | ２５，２９０ | 36 | 配管工 | ２１，６９０ |
| 11 | 鉄骨工 | ２３，１３０ | 37 | はつり工 | ２３，０４０ |
| 12 | 塗装工 | ２７，２７０ | 38 | 防水工 | ２７，２７０ |
| 13 | 溶接工 | ２８，１７０ | 39 | 板金工 | ２６，１９０ |
| 14 | 運転手（特殊） | ２２，７７０ | 40 | タイル工 | ２１，４３４ |
| 15 | 運転手（一般） | １８，９９０ | 41 | サッシ工 | ２４，０３０ |
| 16 | 潜かん工 | ２７，９９０ | 42 | 屋根ふき工 | １５，５５２ |
| 17 | 潜かん世話役 | ３３，２１０ | 43 | 内装工 | ２５，２００ |
| 18 | さく岩工 | ２８，１７０ | 44 | ガラス工 | ２３，７６０ |
| 19 | トンネル特殊工 | ２７，０００ | 45 | 建具工 | ２２，７９２ |
| 20 | トンネル作業員 | ２２，７７０ | 46 | ダクト工 | ２１，４２０ |
| 21 | トンネル世話役 | ３０，４２０ | 47 | 保温工 | ２０，７９０ |
| 22 | 橋りょう特殊工 | ２７，３６０ | 48 | 建築ブロック工 | ２２，１１３ |
| 23 | 橋りょう塗装工 | ２８，０８０ | 49 | 設備機械工 | ２０，９７０ |
| 24 | 橋りょう世話役 | ３２，１３０ | 50 | 交通誘導警備員A | １４，７６０ |
| 25 | 土木一般世話役 | ２３，８５０ | 51 | 交通誘導警備員B | １２，７８０ |
| 26 | 高級船員 | ２７，４５０ |  |

※事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額は、１日当たり１０，９２０円となります。

33